

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 過疎地域内において県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を平成29年3月31日（現行平成27年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - （1） この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
 - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）